



令和 7 年 6 月 2 日
海 上 保 安 庁

マリネレジャー海難防止指導官養成研修の実施について

近年、未経験者でも楽しめるマリネレジャーが全国的に活発となっている一方、海難も多く発生しております。

そのため、現場で海難防止指導を行う海上保安官に対する指導者の養成研修を実施いたします。

1. 研修概要

近年、多様化・活発化するマリネレジャーの事故を防止するためには、現場で指導する海上保安官が各マリネレジャーの特性や潜在的リスクについて理解し、愛好者の目線に立った海難防止指導を行うことが重要です。

そのため、現場で指導することとなる海上保安官を全国から招集し、各マリネレジャーの体験や講義を通して効果的な指導方法についての研修を行います。

研修を修了した海上保安官は、マリネレジャー海難防止指導官として、海難防止活動に従事する現場の海上保安官に講習を行うことで、組織全体の能力向上を図ります。

2. 日程

令和 7 年 6 月 9 日（月）～令和 7 年 6 月 13 日（金）

3. 研修参加予定者

（1）実施者

- ①海上保安庁交通部安全対策課
- ②外部講師（海の安全推進アドバイザー※）

（2）参加者

マリネレジャー海難防止指導官候補の海上保安官 11 名

※海の安全推進アドバイザー

当庁が委嘱するウォーターアクティビティ各分野における技術的・専門的知識を有する者

4. 研修項目

- (1) ライフジャケット着用体験と指導方法の習得
- (2) SUP 体験と指導方法の習得
- (3) ミニボートや小型船の特性及び指導方法に関する講義
- (4) カヌー体験と指導方法の習得
- (5) 水上オートバイ体験と指導方法の習得